



～静岡県手話言語条例施行！！～

手話講習会を開催しませんか？

本年3月、静岡県手話言語条例が施行されました。

県では、条例の制定を踏まえ、言語である手話の普及を促進するため、事業者や団体の皆様が、従業員や職員を対象に開催する手話講習会について、講師を派遣する事業を開始します。講師派遣は無料です。

是非、開催を御検討ください！

～ポイント1～

講師を派遣します！

(公社) 静岡県聴覚障害者協会から講師を派遣します。

～ポイント2～

講師費用は無料です！

手話講習会の講師謝金や旅費は県が負担します。

手話講習会を開催する事業者・団体へのお願い

- ・会場の確保
- ・従業員・職員など参加対象者への周知、参加の促進
※従業員・職員以外の方も参加可能です。
- ・参加者のとりまとめ

【問合せ先】

まずは、お気軽に御相談、お問い合わせください！

静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課

電話：054-221-3737

FAX：054-221-3267

電子メール：shougai-fukushi@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県手話言語の普及促進のホームページ

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-320/20180912syuwa.html>

上記ホームページより手話講習会のページ内に申込み様式等を掲載していますので、ダウンロードして御利用ください。



がんばろう！

平成30年3月、「手話を言語として明確に位置付けるとともに、手話の普及を促進することにより、ろう者を含む誰もが地域の一員として生活できる社会の実現」を目指し、静岡県手話言語条例が施行されました。

この条例を踏まえ、県では、手話の普及や手話を用いた情報発信等に取り組んでいきます。

平成30年度手話講習会への講師派遣依頼票

【依頼票送付先】: 公益社団法人静岡県聴覚障害者協会

(問合せは、月～金 9:00～17:00 にお願ひします。)

電話番号: 054-254-6303 FAX番号: 054-254-6294

E-mail: office@shizudeaf.com

企業・団体名	
所在地	〒
担当者氏名	
担当者電話番号	
F A X 番 号	
メールアドレス	
日 時	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
会 場	(上記所在地と別の場所で行う場合のみ記入)
会 場 所 在 地	(上記所在地と別の場所で行う場合のみ記入) 〒
受講予定人数	
講座で特に重点的に教えてほしい内容	<input type="checkbox"/> 希望あり () ※記載例: ろう者に必要な支援・配慮、接客時の手話 <input type="checkbox"/> 特になし
県の手話講習会の取組みを知ったきっかけ	<input type="checkbox"/> 県からの案内 <input type="checkbox"/> 県のホームページ <input type="checkbox"/> (公社) 静岡県聴覚障害者協会からのお知らせ <input type="checkbox"/> 他機関の広報誌やメルマガ、メール配信等 <input type="checkbox"/> その他 ()